

現状／施策の背景・経緯

3 大規模災害に備えた消防施設等の整備推進に関する支援

【自然災害の激甚化・頻発化への対応】

- 平成30年7月豪雨や能登半島地震など、近年、自然災害が全国各地で激甚化・頻発化している。
- 本県では、平成26年8月豪雨や平成30年7月豪雨などの大規模災害の経験を踏まえ、県内の各消防本部において、
  - ・ 高度救助隊の設置や、
  - ・ 救助工作車、風水害対策用車両の導入、
  - ・ 水難救助・土砂災害対応資機材の導入など
 災害対応力の強化に取り組んでいる。

【消防の災害対応力の維持・強化】

- これまで、県内各市町では、合併特例債や緊急防災・減災事業債などの財源を活用して、大規模災害に対応するための施設や車両、資機材などの整備・更新を進めてきたところである。
- 一方で、激甚化・頻発化する自然災害に今後も対応していくためには、定期的な更新に加え、消防・救急に係る施設・設備の一層の強化を図る必要があり、財政上の負担となっている。

●消防施設の更新のタイミング

施設名称	施設数・台数	更新のタイミング
消防署等	122所	35～60年経過で建替え
通信指令システム	10所	約10年経過で更新
基地局、固定局	121所	約14年経過で更新
常備消防車両（消防車）	251台	約19年経過で更新
常備消防車両（救急車）	177台	約11年経過で更新
消防団車両	1,537台	約22年経過で更新
消防団格納庫	1,563所	20～60年経過で建替え

課題

- 緊急防災・減災事業債は令和7年度まで延長されているところであるが、今後も引き続き県民の安心・安全を確保するためには、計画的に消防・救急に係る施設・設備の維持・強化を行う必要があり、令和8年度以降も整備費は高額となる見込みである。

令和8年度～10年度までの施設整備計画(県内消防)

名称	数量	総事業費(見込額)
消防庁舎整備	7所	4,568百万円
消防通信指令設備等整備	2所	875百万円
常備消防車両整備	29台	1,413百万円
消防水利整備(耐震性貯水槽等)	27所	585百万円
消防団車両整備	103台	919百万円
消防団格納庫整備	16所	672百万円
合計		9,032百万円

- また、能登半島地震など、激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、高度な車両・資機材等の整備を図る必要があり、緊急防災・減災事業債の現行期限の延長を求めるものである。
- 緊急防災・減災事業債が廃止された場合、市町の財政負担が増加することによって、大規模災害に対応するための消防・救急に係る施設・設備の維持・強化が困難となる恐れがあることから、県内全消防本部から、緊急防災・減災事業債の現行期限の延長を求める声が寄せられている。

## 6 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等

### (1) 原子爆弾被爆者・毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

#### 国への提案事項

#### 1 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化

- ① 弔意事業を充実強化すること
  - 原爆死没者追悼平和祈念館の運営の充実、関係資料の収集等弔意事業の充実強化
- ② 保健医療福祉事業を充実すること
  - 訪問介護利用被爆者助成等に係る所得制限の撤廃、介護保険利用助成に係る助成対象サービスの拡大及び利用助成費や事務費の全額国庫負担化
  - 原子爆弾小頭症患者の生活実態の十分な理解と実態に応じた支援
  - 「原爆病院、原爆養護ホーム、被爆者保養施設」等の運営費の充実及び施設整備に対する助成措置
  - これまでの判決等を踏まえ、より被爆者救済の立場に立った原爆症認定制度の運用と見直し及び原爆症認定の引き続き速やかな審査の実施
- ③ 被爆実態に関する調査研究及び啓発活動を促進すること
  - 被爆者とその子・孫に対する原爆放射線の身体的影響及び遺伝的影響に係る調査研究の更なる促進
  - 老朽化が進んでいる放射線影響研究所について、移転を着実に進めること
- ④ 被爆二世の健康診断内容等のより一層の充実を図ること

## 6 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等

### (1) 原子爆弾被爆者・毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

#### 国への提案事項

- ⑤ 在外被爆者の援護を推進すること
  - 医療費の支給、保健医療助成について居住国・地域の実情を踏まえて引き続き検討を行い、必要な改善を行うこと
  - 引き続き円滑な各種申請手続と周知を図り、高齢化が進む被爆者の実情を踏まえ、医療費及び保健医療助成制度に係る支給申請等について、在外公館等において支援を行うこと
  - 在外被爆者健康相談等事業及び現地健康診断事業の実施に当たり、在外公館等において現地協会等の支援を行うなど、より積極的な役割を果たすこと
- 2 後期高齢者医療制度における被爆者老人医療費等に係る地方公共団体の負担改善
  - ① 老人保健事業推進費等補助金(原爆分)に係る必要額を措置すること
    - 被爆者医療に係る地方公共団体の負担解消に向け、財政上、適切かつ十分な措置を将来にわたって講じること
- 3 毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化
  - ① 毒ガス障害者に対する援護措置を法制化するとともに財政措置を行うこと
  - ② 医療給付における疾病制限を緩和すること…対象疾病(慢性呼吸器疾患等7疾患群)
  - ③ 介護保険利用料の自己負担部分について助成を行うこと
  - ④ 毒ガス障害者に対する県単独事業(通院交通費、死亡弔慰金等の支給)を国庫事業化すること

【提案先省庁:外務省、厚生労働省】

現状

課題

1 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化

- 被爆者及び遺家族は、原子爆弾の特異性により、今もなお長年にわたり社会的・医学的・精神的後遺症に苦しみ続けている。
- 被爆者は高齢化が一段と進み、ひとり暮らしや寝たきり等日常生活に支援を要する者が年々増加している。
- 在外被爆者援護は、平成28年1月から法に基づく医療費等の支給が開始された。

【被爆者数及び平均年齢(令和5年3月末現在)】

区分	被爆者数	平均年齢
広島県 (広島市を除く)	14,086人	86.3歳
広島市	39,374人	84.6歳
県全体	53,460人	85.0歳

- 弔意事業をはじめ、介護保険サービスの利用助成対象の拡大など、衆議院厚生委員会における附帯決議の趣旨を踏まえ、より一層の援護施策の充実が必要である。
- 原爆被爆による人的被害等の実態を把握するための十分な被災調査がなく、被爆者とその子・孫に対する原爆放射線の身体的影響及び遺伝的影響を示す科学的知見は得られていない。
- また、被爆二世は、がんに対する健康不安を抱く年齢になっている。
- 在外被爆者は、日本と医療制度の異なる国や地域に居住しており、かつ高齢化が進んでいることから、引き続き実情を踏まえた改善を図る必要がある。

現状

課題

2 後期高齢者医療制度における被爆者老人医療費等に係る地方公共団体の負担改善

- 被爆者医療に係る地方公共団体の負担を軽減するために、老人保健事業推進費等補助金(原爆分)が創設されている。

- 被爆者の高齢化が進む中で、多大な財政負担が生じている。
- 介護保険法による保険者等の財政負担も大きい。

3 毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

- 毒ガス障害者援護制度  
(国の要綱により実施)

区分	対象
医療給付	毒ガスに起因する疾病のみ
介護救済措置	毒ガスに起因する在宅介護費用のみ

※ 毒ガス障害者の要望で実施している通院交通費や死亡弔慰金等は、県単独で補助。

- 本来、国の責任において実施されるべきものであることから、根拠法の制定や制度の拡充が必要である。
  - ・ 原爆被爆者対策と比較して対象疾病が制限されている。
  - ・ 現在、全ての対象者が高齢者となっており、毒ガス起因との判断は難しく、事実上利用できない状況にある。
  - ・ 毒ガス障害者にとって必要な支援が、国の制度の対象外となっている。

## 6 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等

### (2) 放射線被ばく者医療分野を対象とした事業に対する助成措置の創設

#### 国への提案事項

世界で唯一の被爆地を有する国として、広島が培った被ばく者医療の実績と研究の成果を生かした分野で広く世界貢献を果たす必要があることから、広く放射線被ばく者医療分野を対象とした事業に対する助成制度を創設すること。

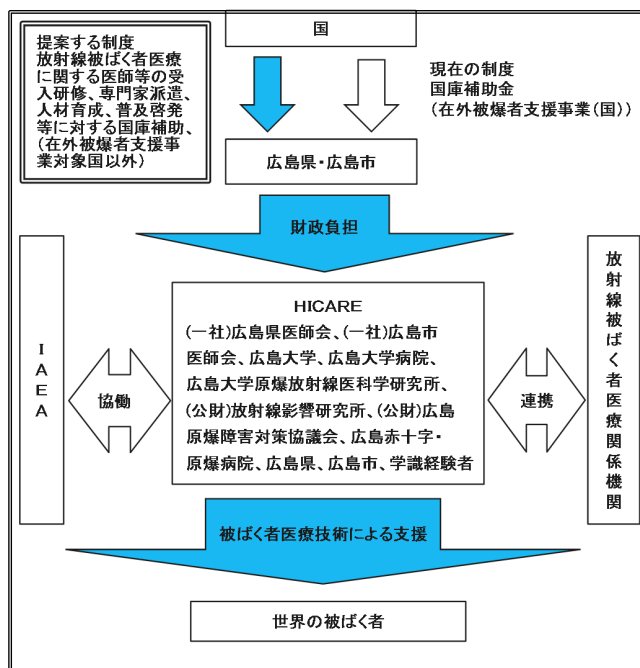
#### 1 対象事業

在外被爆者支援事業対象国に限らない、国内外の関係機関(IAEA等)と連携した放射線被ばく者医療に関する次の事業

- ① 医師等の受入研修
- ② 専門家派遣
- ③ 普及啓発のための国際会議
- ④ 共同研究

#### 2 助成内容

定額補助又は、事業費に対する国庫2/3の助成



【提案先省庁：外務省、文部科学省、厚生労働省】

## 6 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等

### (2) 放射線被ばく者医療分野を対象とした事業に対する助成措置の創設

#### 現状

#### 1 広島が培った被ばく者医療の実績と研究成果による貢献

- 世界で唯一の被爆地を有する国として、広島が培った被ばく者医療の実績と研究の成果を生かした分野で、広く世界に貢献していくことが必要である。

《放射線被曝者医療国際協力推進協議会(HICARE)(平成3年設立)の活動内容》

- 医師等受入研修：延べ38か国・地域837名(令和6年3月現在)
- 医師等専門家派遣：延べ17か国219名(令和6年3月現在)
- 国際原子力機関(IAEA)と協働した放射線被ばく者医療分野の人材育成
  - ・ 国際医療研修、医学生のIAEAへのインターン派遣、共同研究
- 次世代の人材育成：高校出前講座
- 講演会開催
- 福島第一原子力発電所事故へのオール広島での医療支援

#### 2 放射線被ばく者医療の必要性

- 被ばく者治療のノウハウの不足
- 被ばく事故発生時の体制が未整備
- がん治療など放射線源を用いた医療の需要増

#### 課題

- HICAREの活動に対するニーズが大きい中、広島県・広島市の支援だけでは限界がある。
  - ・ HICAREの経費を負担する広島県・広島市はともに、厳しい財政状況
  - ・ HICAREの活動は、在外の原爆被爆者を対象とした在外被爆者支援事業に依存する現状
  - ・ これまでに蓄積された知見及びIAEAとの協働事業等を通じて得られる放射線被ばく者医療の知見を世界に、より広く普及する事業を実施するための財源確保が困難となっている。
    - ⇒ 研修生の約90%が在外被爆者支援事業対象国からの受入となる等、活動が制約されている。

## 6 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等 (3)「黒い雨」体験者に係る審査基準の見直し

### 国への提案事項

「黒い雨」体験者を幅広く救済するため、「黒い雨」訴訟の控訴審判決を尊重し、被爆者健康手帳交付に係る要件から疾病要件を外すこと。

#### 要件② 障害を伴う一定の疾病にかかっていること

- 11種類の障害を伴う一定の疾病のいずれかにかかっていることが確認できること。
  - ※ 障害を伴う一定の疾病（原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く）にかかっているかどうかは、提出していただいた診断書をもとに審査します。

- |                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| ① 造血機能障害を伴う疾病<br>再生不良性貧血、鉄欠乏性貧血など    | ⑦ 腎臓機能障害を伴う疾病<br>慢性腎炎、慢性腎不全など               |
| ② 肝臓機能障害を伴う疾病<br>肝硬変など               | ⑧ 水晶体混濁による視機能障害を伴う疾病<br>白内障                 |
| ③ 細胞増殖機能障害を伴う疾病<br>悪性新生物など           | ⑨ 白内障の手術歴がある場合（眼内レンズ挿入者）は、白内障にかかっているとみなします。 |
| ④ 内分泌腺機能障害を伴う疾病<br>糖尿病、甲状腺機能低下症など    | ⑩ 呼吸器機能障害を伴う疾病<br>肺気腫、慢性間質性肺炎、肺線維症など        |
| ⑤ 脳血管障害を伴う疾病<br>くも膜下出血、脳出血、脳梗塞など     | ⑪ 運動器機能障害を伴う疾病<br>変形性関節症、変形性脊椎症など           |
| ⑥ 循環器機能障害を伴う疾病<br>高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患など | ⑫ 潰瘍による消化器機能障害を伴う疾病<br>胃潰瘍、十二指腸潰瘍など         |

【提案先省庁：厚生労働省】

## 6 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等 (3)「黒い雨」体験者に係る審査基準の見直し

### 現状

- 令和3年12月に国から示された「黒い雨」体験者への被爆者健康手帳交付に係る審査指針の骨子案では、「黒い雨に遭った者」の考え方として、「遭ったことが否定できない場合を含む」とされ、また、疾病要件は残ったものの、「白内障の手術歴がある者は白内障にかかっているものとみなす」とされた。
- 本県では、事実上、多くの「黒い雨」体験者の救済につながることで、また、「黒い雨」体験者の高齢化が進む中、早期に制度運用を開始する必要があることから、国の骨子案を受け入れた。
- 令和4年4月から運用が開始された事務処理基準により手帳の認定事務を進めているところであるが、「黒い雨」体験者を幅広く救済するため、「黒い雨」訴訟の控訴審判決を尊重し、事務処理基準から疾病要件を外す必要がある。

### 課題

- 「黒い雨」に遭ったにもかかわらず、「11種類の障害を伴う疾病」に罹患しておらず、また白内障の手術歴もない人には、被爆者健康手帳交付ができない。
- 特に、疾病要件の審査に当たっては、健康管理手当の支給に係る審査と同じ基準で審査することとされており、継続して一定の治療を受けていることなどが必要であることから、指定の疾病に罹患しているとして手帳交付申請をしても、認定されないケースが生じている。
- 高齢化が進む「黒い雨」体験者への手帳交付を急ぐ必要がある中で、疾病要件の確認のため、審査に時間を要することとなる。また、高齢の申請者に、診断書の提出を求めることは、負担になっている。

## 7 核兵器廃絶に向けた取組の強化

### 国への提案事項

#### 1 非核三原則の堅持

- 我が国の国是である「持たず、作らず、持ち込ませず」の非核三原則を、政府として堅持すること。

#### 2 被爆国としての積極的なリーダーシップの発揮

- 核兵器禁止条約(TPNW)に早期に署名・批准すること。少なくとも、次期締約国会議にはオブザーバー参加し、核兵器廃絶に向けた国際的な機運を向上させること。
- 「ヒロシマ・アクション・プラン」及び「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」の各取組を積極的に進めるとともに、核兵器不拡散条約(NPT)第11回運用検討会議に向けて、唯一の戦争被爆国として、核兵器国と非核兵器国との橋渡しを行い、議論の進展に貢献すること。
- 国連の次期開発目標に核兵器廃絶が位置づけられるよう、本県が設置準備を進めている「核軍縮と持続可能性に関するフレンズ会合(仮称)」を主導し、核兵器国と非核兵器国の橋渡しを行い、国際社会への働きかけを行うこと。

#### 3 政治指導者等の広島訪問と国際会議の広島開催

- G7広島サミットの成果を活かして、引き続き、世界各国の政治指導者に、被爆地を訪問するよう積極的に働きかけること。
- 広島から世界に向けて平和を発信するため、引き続き、「国際賢人会議」をはじめとする国際会議を積極的に広島で開催すること。
- 日本政府の「核兵器のない世界に向けたジャパン・チェア」の取組と本県が進める核抑止に替わる新たな安全保障政策づくりに関する取組との連携を図ること。

【提案先省庁:外務省】

## 7 核兵器廃絶に向けた取組の強化

### 広島県の取組

- 「国際平和拠点ひろしま構想」に基づき、核兵器廃絶のメッセージの継続的発信、復興・平和構築のための人材育成等を実施。
- 推進計画(令和4～6年度)を策定し、①核兵器廃絶に向けた新たな政策づくりと多国間枠組みの形成、②平和の取組への賛同者の拡大と世界への働きかけ、③広島が有する経験や資源を生かした復興・平和構築、④持続可能な平和推進メカニズムの構築、の4分野に注力。
- また、被爆から75年となる2020年より、核兵器廃絶のための世界的行動を呼びかける「ひろしまイニシアティブ」の策定に着手し、2021年に骨子を発表。推進組織「へいわ創造機構ひろしま」を設立し、取組を進めている。
- 核兵器問題を持続可能性の観点から捉え、国連の次期開発目標に核兵器廃絶が位置付けられるよう、市民社会及び各国政府に対して働きかけを実施。

### 課題

- ロシアによるウクライナ侵略の長期化や、その中で繰り返し行われている核兵器による恫喝、また、北朝鮮の核兵器開発など、非常に厳しい安全保障環境を受けて、いくつかの国において、自国の安全保障に対する不安の高まりなどから、核抑止への依存が強まっている。
- 核兵器禁止条約(TPNW)をめぐる、核兵器国と非核兵器国の分断が続いている状況に加え、核兵器不拡散条約(NPT)運用検討会議においては、核兵器国同士の分断等により、2010年を最後に最終文書を合意することができない状況が続くなど、核兵器廃絶に向けた情勢は非常に厳しい。
- 政治指導者等に核兵器の使用がもたらす人道的影響について理解を深めてもらう必要がある。
- 従来の非人道性及び軍事・安全保障に新たなアプローチを追加し、国際社会の分断を乗り越え、核軍縮に向けた国際的合意形成を図る必要がある。

